

## 給与支払報告書の提出について(お願い)

平素より、当市の税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も給与支払報告書を提出していただく時期となりました。この給与支払報告書は平成30年度の市民税・県民税課税の基礎資料となりますので、ご多忙中恐れ入りますが、**平成30年1月31日(水)まで(必着)**に提出くださいますよう、よろしくお願いたします。

また、提出される際は、次のことにご注意願います。

### ●特別徴収の完全実施について

**富山県内の市町村では、原則としてすべての事業者が特別徴収義務者に指定されます。**

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わって、従業員に支払う給与から個人住民税を毎月引き去り(給与天引き)、納入していただく制度です。ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

### ●記入上の注意

1. 給与支払報告書は機械で読み込みをします。その際、個人を特定するために必要ですので、**個人番号**、**氏名フリガナ**、**生年月日**は、必ず本人確認の上、記入漏れのないようにしてください。
2. 文字や数字が所定の欄からずれた場合は、二重線を引いて正しい欄内に書き直しをお願いします。
3. 控除対象配偶者及び扶養親族があれば、**氏名フリガナと個人番号**を必ず記入してください。また、**非同居の場合は、居住市町村名を氏名の右隣、または摘要欄に必ず記入してください。**【例】魚津花子(富山市)
4. 16歳未満の扶養親族(年少扶養)については、住民税の非課税基準や児童手当、保育料等の算定に影響がありますので、記入漏れのないようお願いたします。市役所に提出していただく給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族の個人番号についても記載することとなっていますので、ご注意ください。

- 住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、**住宅借入金等特別控除可能額**と**居住開始年月日**を記入してください。また、住宅の取得・増改築等が「特定取得」に該当する場合は、住宅借入金等特別控除区分欄に「**(特)**」を付記してください。特定取得である旨が書かれていない場合、住民税において正しく税額控除の適用を受けられないことがあります。
- 中途就職者で、前職分を含めて年末調整をされた場合は、摘要欄に**前職分の会社名、給与等の金額**を記入してください。未記入の場合、前職分給与と二重に課税されるおそれがあります。
- 中途退職者の給与支払報告書には、必ず**退職年月日**を記入してください。
- 普通徴収(従業員が納付書等で納付)とする場合は、普通徴収切替理由 A~E のうち、該当する符号(普 E など)を摘要欄に記入し、併せて普通徴収切替理由書を提出してください。普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、原則として特別徴収とさせていただきます。

### 【記入例】(3、5、6、8の例)

(摘要)															
前職 ○×商事(株) H29.3.31 退職 支払金額……円、徴収税額……円、社会保険料……円										← 前職分の支払額も合算している場合、必ず記入してください。					
普 E															
生命保険料の金額の記載	新生命保険料の金額	100,000	円	旧生命保険料の金額		円	介護医療保険料の金額	100,000	円	新個人年金保険料の金額		円	旧個人年金保険料の金額		円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1		居住開始年月日(1回目)	26	年	4	月	1	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	11,500,000	円
	住宅借入金等特別控除可能額	115,000	円	居住開始年月日(2回目)		年		月		日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円
控除対象配偶者	(フリガナ)	ウオジ ハナコ				区						円			
	氏名	魚津 花子 (富山市)				← 扶養親族等が非同居の場合、必ず居住市町村も記入してください。	配偶者の合計所得								
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		

### ●その他の注意事項

- 平成 30 年 1 月 1 日現在魚津市在住の方で、平成 29 年中に給与の支払いを受けた全ての方(中途退職者・アルバイトを含む。)について、給与支払報告書を提出してください。
- 給与支払報告書を提出する際は、魚津市から送付された総括表を使用してください。他の様式の総括表で提出する場合には、総括表右上の指定番号欄に魚津市での指定番号を記入し、魚津市から送付された総括表も同封してください。また、給与支払者の法人番号(個人事業主の方は個人番号)も必ず記入してください。
- 外国人の雇用について、租税条約に該当する場合、税務署に提出された届出書の写しを市役所にも提出してください。提出されないと市民税・県民税の免除が受けられませんので、ご注意ください。また、市民税・県民税を特別徴収されている外国人の方で退職して出国される場合は、納税管理人を定める承認申請書を提出していただく必要があります。退職される前に税務課までご連絡願います。

【問い合わせ・提出先】〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号  
魚津市役所税務課住民税係⑭番窓口 TEL 0765-23-1009